

第 6 章

労働争議の調整

第1節	概況	-----	140
第2節	調整事件の概要	-----	145
第3節	公益事業の争議行為予告及び実情調査	----	147

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

令和元年（平成31年）に係属した調整事件は、労働組合側から新規に申請のあった1件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

種別	年次									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
あっせん	1	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)	1
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	1	2(1)	2	2	1	-	2	3(1)	1

(注) () の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

手続	年次									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
申請によるもの	1	1	1	2	2	1	-	2	2	1
労働組合等	-	1	1	2	2	-	-	2	2	1
使用者	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
労使双方	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
申請によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	1	1	2	2	1	-	2	2	1

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「教育・学習支援業」が1件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

業種	年次									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
運輸業	-	-	1	-	2	-	-	2	-	-
卸売・小売業	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
医療・福祉	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
サービス業	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
合 計	1	1	1	2	2	1	-	2	2	1

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

従業員数	年次									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1～49人	1	1	1	1	1	-	-	-	1	-
50～99人	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
100～499人	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
500～999人	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
合 計	1	1	1	2	2	1	-	2	2	1

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「経営・人事」が1件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

調整事項		年次									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
経営・人事		1	-	-	-	-	1	-	-	2	1
	解雇	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	その他の経営・人事	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
賃金等		1	3	-	1	2	3	-	1	-	-
	賃上げ	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-
	一時金	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-
	諸手当	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他賃金等	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-
給与以外の労働条件		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の労働条件	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体交渉促進		-	-	1	1	-	-	-	1	-	-
その他		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		3	4	1	2	2	4	-	2	2	1

(注) 1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打切り」が1件であった（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

結果		年次									
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
取扱件数		1	1	2	2	2	1	-	2	3	1
	繰越件数	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	新規件数	1	1	1	2	2	1	-	2	2	1
解決件数		-	-	1	2	-	-	-	-	-	-
取下件数		-	-	1	-	2	-	-	-	-	-
打切件数		1	-	-	-	-	1	-	1	3	1
繰越件数		-	1	-	-	-	-	-	1	-	-

5 調整所要日数

係属事件の所要日数の平均は、「20.0日」であった（第7表）。

第7表 調整種別所要日数

年次 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	あっせん	1	-	1	2	-	1	-	1	3
40.0		-	39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3	20.0
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	-	1	2	-	1	-	1	3	1
	40.0	-	39.0	22.0	-	57.0	-	8.0	2.3	20.0

（注） ここでの「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表（令和元年）

調 整 番 号	1 - 1
事 件 名	令和元年（調） 第1号事件
調 整 区 分	あっせん
所 在 地	福島市
業 種	教育・学習支援業
申 請 者	労働組合
組 合 員 数	158名
申 請 受 付 年 月 日	令和元年9月20日
調 整 員 氏 名 年 月 日	令和元年10月9日
終 結 年 月 日	令和元年10月28日
調 整 回 数	1回
所 要 日 数	20日
終 結 区 分	打切り
調 整 事 項	有期雇用職員の無期転換を回避するための雇止めの撤回について
調 整 員	公益委員：榎 裕 康 公益委員：二瓶 優子 労働者委員：大越 香代子 使用者委員：千歳 芳雄

第2節 調整事件の概要

1 福劳委令和元年（調）第1号（あっせん）事件

(1) 申請受付年月日

令和元年9月20日

(2) 当事者

申請者 X労働組合

被申請者 Y大学（教育・学習支援業）

(3) あっせん事項

有期雇用職員の無期転換を回避するための雇止めの撤回について

(4) あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
平成26年10月～	職員Aは有期契約によりY大学学生課で勤務していた。雇用契約は1年ごとに更新（原則3年が上限）するとされており、4、5年目は「学長が必要と認めた者のみ更新」と規定されていた。 職員Aは4年目も引き続き勤務していた。
平成30年10月	Y大学側から在職4年目の職員を対象とした雇用更新選考（無期転換を認める者の選考）の案内があった。
11月	無期転換を認める者の選考面接を受けた。
12月	職員Aは選考の結果不合格となり、5年目の雇用契約は4月1日から9月30日までに限り更新し、その後の更新は行わないとの通知があった。 職員Aは、更新できない理由についてY大学の人事課長に説明を求めたが、対応してもらえなかったことから、X組合に相談をした。
平成31年 3月	X組合は団体交渉において、有期契約職員に対する無期転換ルールの積極的な対応について申し入れを行った。
令和元年 6月	X組合は2回目の団交では、職員Aの雇止めに的を絞り話し合いを行ったが、財政的事情、定年延長への対応等を理由に雇止めが覆されることはなかった。 その後、X組合は職員Aの雇用継続の申し入れを文書で行った。
7月	Y大学から職員Aの雇用継続はできないとの回答が示された。
9月	3回目の団体交渉を行ったが、双方の主張は平行線のままであり、これ以上の継続団交は難しいと考え、今回の団体交渉を最後として交渉を取下げ、あっせんによる解決を求めて当労働委員会にあっせんの申請を行った。

(5) 当事者の主な主張

ア X労働組合側

職員Aが雇用契約を更新されると期待する理由があると思われ、本雇止めは無期転換回避のための雇止めであることは明らかである。

イ Y大学側

雇用期間が5年に達する職員に対する選考における5年を超える雇用更新者の決定については、勤務成績や業務遂行能力、予算の状況等を考慮し、面接選考を実施するとともに再雇用者等の状況を踏まえ総合的に判断しているものであり、雇止めの撤回には応じられない。

(6) 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：令和元年10月28日）

あっせんにおいて、X組合側は選考結果の通知を受けた際のY大学側の説明は不十分であり、契約更新できない理由について納得のいく説明が得られず、その後の団体交渉においても同様であったことを主張した。

これに対し、Y大学側は雇用更新者の決定については、予算や再雇用者数の状況等を考慮し、選考結果により判断しているものであり、雇止めの撤回には応じられず譲歩の余地はない旨を主張した。

事情聴取を踏まえ、あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は困難であると判断し、あっせんに打切りとした。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

令和元年（平成31年）に受け取った争議行為予告通知件数は39件であり、実情調査実施件数は136件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	—	7	17	—	1	—	—	—	1	11	2	—	39
実情調査実施件数	8	3	26	21	15	10	6	5	5	6	16	15	136

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ24件、一時金が8件、その他が7件となっており、賃上げという経済的事項が61.5%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

種別	年次										
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
賃上げ	28	26	22	22	24	32	40	32	41	24	
一時金	24	24	23	21	17	21	18	2	2	8	
労働協約	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	
労働時間	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	
団交促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	1	3	1	4	4	1	3	2	7	7	
合計	53	53	46	47	45	54	62	40	50	39	

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業25件、道路貨物運送業4件などとなっており、医療業及び道路貨物運送業の上位2業種で74.4%を占めている。過去5年間についても、医療業及び道路貨物運送業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

種別	年次										
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
鉄道業	3	4	3	4	3	4	7	5	5	3	
道路旅客運送業	—	—	—	—	—	1	5	3	3	2	
道路貨物運送業	16	15	12	15	16	20	18	3	12	4	
通信業	1	1	1	2	2	2	3	1	2	2	
電気業	3	4	—	—	—	3	3	3	3	3	
医療業	27	26	27	26	24	24	26	25	25	25	
その他	3	3	3	—	—	—	—	—	—	—	
合計	53	53	46	47	45	54	62	40	50	39	